

船舶事故調査報告書

令和7年1月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年12月26日 10時00分ごろから14時55分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：11時ごろ）
発生場所	不明（岡山県玉野市日比南方沖～香川県直島町寺島北西岸）
事故の概要	漁船幸栄丸は、揚網作業中、船長がネットローラーに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和6年1月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸栄丸、4.7トン OY3-19865（漁船登録番号）、個人所有 10.30m(Lr)×2.92m×0.95m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和60年3月8日
乗組員等に関する情報	船長 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年5月1日 免許証交付日 令和5年5月22日 （令和11年4月30日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、令和5年12月26日08時30分ごろ岡山県倉敷市児島元浜町の自宅を出た船長が1人で乗り組み、底引き網漁を行う目的で、日比南方沖に向け、自宅近くの係留地を出港した。 僚船の船長は、10時ごろ日比南方沖で作業中の本船を目撃した。 付近を航行していた船舶の乗組員は、14時55分ごろ寺島北西岸に乗り揚げている本船を発見して海上保安庁に通報した。 海上保安官は、通報を受けて巡視艇で駆けつけ、船長の全身が本船の直径140cm、幅130cmのネットローラーに漁具と共に巻き込ま

	<p>れているのを発見した。</p> <p>船長は、16時20分ごろ海上保安官により救助された後、玉野市の救急隊に引き継がれて岡山市内の病院に搬送され、医師により死因が頸椎損傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本船の船尾甲板 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、上着にジャンパーを羽織り、ズボンの上に胸まであるカッパを着用して、長靴を履いていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長の家族は、船長が自宅を出るときは、健康状態に特段の不調は認めていなかった。</p> <p>本船の漁具は、直径25mm長さ約200mの鋼製ワイヤに、直径約30mm長さ25mの股網、直径50mm長さ4～5mの太綱、長さ約3mのチェーン及び長さ約30mのナイロン製の網を繋ぎ、股網に網の入口を広げる直径10～12cm長さ約15mの張り竿が取り付けられていた。(図1～図3参照)</p> <div data-bbox="571 965 1422 1245" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図1 本船の漁具1</p> <div data-bbox="564 1384 1374 1733" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">図2 本船の漁具2</p>

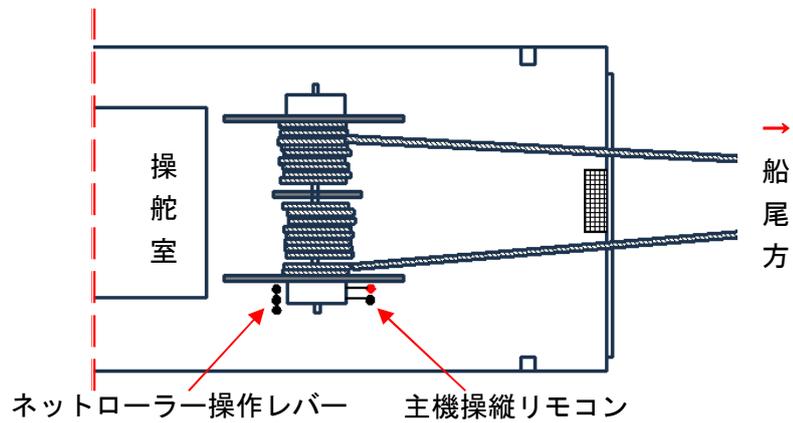


図3 後部甲板略図

本船の揚網作業の手順は、ネットローラーを駆動してワイヤ及び股網を巻き取っていき、張り竿付近まで巻き上がったところで、一旦ネットローラーを停止して張り竿を外した後、再度ネットローラーを駆動して網の上部までを甲板上に巻き上げ、網の下部を櫓で吊り上げてから網の下部を開放して漁獲物を取り出していた。

本船は、海上保安官が確認したところ、主機が停止し、クラッチが中立状態となっていた。

僚船の船長は、ネットローラーに巻かれた本船の底引き網の中には魚が入っていたが、いけすには魚が入っていなかったため、1回目の揚網中に船長がネットローラーに巻き込まれたのではないかと考えた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
なし

船長の死因は、頸椎損傷であった。

船長は、本船のネットローラーに巻かれた底引き網の中には魚が入っていたが、いけすには魚が入っていなかったことから、1回目の操業の揚網中にネットローラーに体が巻き込まれた可能性があると考えられる。

船長は、日比南方沖において、底引き網の揚網作業中にネットローラーに体が巻き込まれたものと考えられるが、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったことから、巻き込まれるに至った状況を明らかにすることができなかった。

原因

本事故は、本船が、日比南方沖において、底引き網の揚網作業中、船長が、ネットローラーに巻き込まれたことにより発生したものと考えられるが、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったことから、巻き込まれるに至った状況を明らかにすることはできなかつ

	た。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、ネットローラーの駆動中は、漁具と共に体が巻き込まれないよう、できる限り、漁網、ワイヤ、ロープなどに体が触れないようにすること。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船



写真2 本船の船尾甲板



ネットローラー